

# 計画を策定

## 高齢者保健福祉、障害福祉

市では、高齢者施策を総 26 年度) を策定しました。《**閲覧できます**》計画の内容に合的に推進していくための各計画の策定にあたっては、市パブリック・コメント手続制度の結果は、各担当課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館、東西図書館、身障センター(障害福祉計画のみ)で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

市では、高齢者施策を総合的に推進していくための基本指針となる「第 5 期舞鶴市高齢者保健福祉計画」(平成 24 年度)と「障害者自立支援法に基づき、福祉サービスの利用見込み量(目標)などを定めた」第 3 期「舞鶴市障害福祉計画」(24 年度)を策定しました。

### ● 第 5 期高齢者保健福祉計画 ●

#### 計画の概要

《**政策目標**》生き生きとした長寿社会づくり  
 《**基本理念**》①健康と生きがいづくりの推進②尊厳の確保と自立支援③共に支え合う地域社会の形成  
 《**重点施策**》①地域での自立生活支援の仕組みづくり②高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくり③壮年期からの健康・元気づくり④介護予防の充実⑤適正な介護サービスの提供と家族支援⑥認知症高齢者支援体制の整備  
 《**パブリック・コメント手続制度の結果**》同計画の素案に対し、市パブリック・コメント手続制度に基づいて意見を募集した結果、2 人から 5 件の提出がありました(募集期間は 2 月 20 日～3 月 9 日)。寄せられた意見は、意見を踏まえ、素案の修正を行うものが 2 件、趣旨を運用面に反映させていくものが 2 件、市の考え方を説明し、ご理解をいただくものが 1 件でした。概要は、左上表のとおり。詳しくは、保健福祉企画課(☎66・1011)へ。

#### 主な意見

##### 意見の概要→市の考え方

認知症予防該当率・運動器の該当率・転倒の該当率などの用語が分かるようにしてほしい。アンケート結果については、全体をそのまま報告したほうが良いと考える。  
 →用語の説明を加えるとともに用語解説を追加します。アンケート調査の結果は、計画の中に要旨を記載します。

日常生活圏域は小学校単位を基本としているのであれば、「倉梯・与保呂」圏域の名称は他圏域のように小学校名を列記し、「倉梯・倉二・与保呂」とした方が分かりやすいのではないかと。地域包括支援センターの名称も同様にしてはどうか。  
 →ご意見のとおり修正します。

### ● 第 3 期障害福祉計画 ●

#### 計画の概要

《**重点的に取り組む事項**》①障害についての理解の促進②障害者の能力や特性に応じた就業等の場の創造③地域で生活できる支援施策の充実④相談支援体制の充実  
 《**目標数値**》①施設入所者の地域生活への移行②福祉施設から一般就労への移行③就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数  
 《**障害者自立支援法に基づくサービスの充実**》  
 ①障害者自立支援給付サービスの見込み量②地域生活支援事業の見込み量  
 《**パブリック・コメント手続制度の結果**》同計画の素案に対し、市パブリック・コメント手続制度に基づいて意見を募集した結果、5 人から 27 件の提出がありました(募集期間は 2 月 20 日～3 月 9 日)。寄せられた意見は、意見を踏まえ、趣旨を運用面に反映させていくものが 4 件、市の考え方を説明し、ご理解をいただくものが 23 件でした。概要は、左表のとおり。詳しくは、障害福祉課(☎66・1033)へ。

#### 主な意見

##### 意見の概要→市の考え方

「災害時支援の強化」を追加してほしい。日頃から地域と連携し生活弱者を意識した避難訓練を実施すれば、障害への理解につながるのではないかと。  
 →上位計画の「舞鶴市障害者計画」の第 5 章 3 節において「防犯・防災対策の推進」の項目を設け、防災訓練について触れています。

児童、生徒の居住地区との交流を推進するなど、積極的に発信してほしい。  
 →本計画の重要事項「(1) 障害についての理解の促進」の具体的な実施への参考にさせていただきます。

小学校高学年から始めるプレジョブとジョブコーチの育成を検討してはどうか。  
 →効果的な手法を検討していきます。

子どものときから途切れることのない一貫したサポート体制の充実を望む。  
 →障害児・者の相談支援には年齢による途切れが生じないように、横断的な相談体制の構築に努めていきます。

### 下水道利用者の皆さんへ 変更があったら 届け出を

下水道を利用している人で次のいずれかに該当する場合は、使用料が変更になる場合がありますので、届け出をお願いします。  
 ◆下水道の使用を休止、廃止、再開するとき  
 ◆使用水の種類を変更するとき(水道水から井戸水、または井戸水から水道水)  
 ◆公共下水道利用者で井戸水を使用する場合に使用人数が変わるとき。  
 なお、排水設備を増改築する際には、計画確認申請が必要です。  
 詳しくは、下水道総務課(☎66・1028)へ。

### 地域包括支援センターを増設

5カ所へ  
7か所へ

社会福祉士やケアマネジャー、保健師などが介護予防プランの作成や生活相談など日常生活の支援活動を行う「地域包括支援センター」を計 7 か所に増設しました。第 5 期高齢者保健福祉計画において、日常生活圏域が見直されたことに伴い増設したものです。今後も市で、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、介護や福祉医療などのネットワークづくりを推進します。市内の地域包括支援センターは左

#### 市内の地域包括支援センター

名称	担当小学校区	設置場所	連絡先
大浦・朝来・志染 地域包括支援センター	大浦小、朝来小、志染小	特別養護老人ホーム「やすらぎ苑」内	☎64・0086
倉梯・倉二・与保呂 地域包括支援センター(※)	倉梯小、倉梯第二小、与保呂小	市民病院別館内	☎77・5002
新舞鶴・三笠 地域包括支援センター	新舞鶴小、三笠小		☎77・5001
中舞鶴 地域包括支援センター	中舞鶴小	中総合会館(3階)	☎77・5003
城北 地域包括支援センター	余内小、福井小、明倫小、吉原小	西支所(4階)	☎77・5004
城南 地域包括支援センター(※)	池内小、高野小、中筋小		☎77・5005
加佐 地域包括支援センター	岡田小、由良川小	加佐デイサービスセンター隣	☎82・9303

※倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター、城南地域包括支援センターは 6 月上旬に移設予定。場所などについては、決まり次第広報まいつるでお知らせします。

#### 中学校給食

### スクールランチ方式 10月から3校で先行実施

市立中学校での給食実施に向けて、「舞鶴市立中学校給食推進懇話会」(会長 小林舜治・社会福祉協議会会長 11 人)が 3 月 26 日、「舞鶴市の中学校給食の実施方法等について」の報告書をまとめ、塩田卓三・教育長(職務代理者)(教育委員会理事)に提出しました。同懇話会では、昨年 9 月から計 7 回にわたり議論を重ね、中学生の食に関する課題と中学校における昼食のあり方、実施方式について検討を進めてきました。報告書では、成長期にある中学生の心身の健全な発達の観点から、安全な食料を確保し、安心して食事を摂れる学校給食の実現を目標としています。

①全員の食生活に完全給食として活用するため、同じメニューでの全員喫食による完全給食。  
 ②安心・安全な給食：安全な食材を厳選して使用し、安心して食事を摂れる学校給食の実現。  
 ③地場産食材を活用した給食：食材に、地場産の野菜や魚介類を活用するなどの工夫を行い、食育を推進。  
 ④食物アレルギーに対応した給食：食物アレルギーなどのある生徒に対しては、除去食の提供に努めるとともに、献立や食材によっても、家庭からの持参を認めるなど、個々に応じた配慮。  
 また、実施方式については、民間業者に委託して調理配食を行うスクールランチ方式による給食をモデル事業として先行実施することとされました。

これを受け、市教育委員会では、和田・若浦・加佐中学校の 3 校をモデル校としてスクールランチ方式による全員の食生活の完全給食として 10 月の実施を目指します。  
 詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

### なかくすじ保育園新園舎が完成

ぬくもりのあるデザイン



旧園舎の雰囲気を受け継いだ外観

4 月 1 日、公文名地区になかくすじ保育園の新園舎(楠崇智園長、定員 60 人)が完成しました。社会福祉法人・瑞光福祉会が府や市の補助を受け、建て替えたもの。昭和初期に建てられた木造建築の旧園舎の雰囲気を受け継いだぬくもりのあるデザインが採用されています。

保育所・園の入所に関する申し込みや相談は、子ども育成課(☎66・1009)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。